

手当・年金・貸付



障害児・障害者に関する手当一覧

支給対象者	特別障害者手当	障害児福祉手当	諫早市心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象年齢	障害者本人	障害児本人	障害児の保護者 (市内に1年以上在住)	障害児の保護者
併給関係	20歳の誕生月の翌月から	20歳の誕生月まで	20歳の誕生月まで	20歳の誕生月まで
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金と併給できます 	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当と併給できます 諫早市心身障害児福祉手当とは併給できません 	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当と併給できます 障害児福祉手当とは併給できません 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児福祉手当と併給できます 諫早市心身障害児福祉手当と併給できます
該当	<ul style="list-style-type: none"> 本人 配偶者 扶養義務者 	<ul style="list-style-type: none"> 本人 配偶者 扶養義務者 	ありません	<ul style="list-style-type: none"> 本人 配偶者 扶養義務者
非該当	在宅者 (通所施設の利用可)	在宅者 (通所施設の利用可)	在宅者 (通所施設の利用可)	在宅者 (通所施設の利用可)
月額	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に3ヶ月を超えて入院している方 施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が公的年金を受給している方 施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が障害児福祉手当を受給している方 施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が公的年金を受給している方 施設入所者
支払日	27,350円	14,880円	2,000円	1級 52,500円 2級 34,970円
障害程度	2/10、5/10、8/10、11/10 (休日の場合は、直前の平日)	3月末、9月末	4/11、8/11、11/11 休日の場合は直前の平日	重複する重い身体障害や知的障害があるため、寝たきりなどの状態にあり、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。
窓口	<ul style="list-style-type: none"> 障害児が公的年金を受給している方 施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が公的年金を受給している方 施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が障害児福祉手当を受給している方 施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が公的年金を受給している方 施設入所者
障害程度	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級、または精神保健福祉手帳1～2級の交付を受けた方。 知的障害は、知能指数が50以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の障害が中度または重度。 	障害程度は、診断書等障害程度が明らかになる文書により審査します。	
窓口	障害福祉課・各支所地域総務課			